大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の 日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年12月17日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ライフガーデン新発田複合商業施設計画 所在地 新発田市舟入町三丁目541-2 外 設置者 芙蓉総合リース株式会社 他1者

- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐輪場の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

イ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・株式会社豊栄わくわく広場

(変更前)午前9時00分から午後9時00分

(変更後)午前8時00分から午後9時00分

イ 駐車場を利用できる時間帯

(変更前)午前8時30分から午後9時30分

(変更後) 午前7時30分から午後9時30分

- 3 変更年月日
 - (1) 令和7年8月5日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)
 - (2) 令和6年12月5日
- 4 変更の理由

営業計画の変更のため。

5 届出年月日

令和6年12月4日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和6年12月17日から令和7年4月17日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp